

## (2) 「男女共同参画基本計画」の改定(別紙)

現行の「男女共同参画基本計画」の第11章「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」において、「環境問題に関する国際協力の取組の推進」が位置づけられている。

現在、改定作業を進めており、平成17年以内に閣議決定予定である新しい「男女共同参画基本計画」においては、第12章「新たな取組を必要とする分野」の一つとして、「環境」を位置づけ、環境分野における国際協力の取組の推進とともに、環境分野における女性の参画を促進する予定としている。

## 3 国際的な位置付け

### (1) 「アジェンダ21」(1992年)

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議(地球サミット)」で採択された持続可能な開発の実現を目指す実施計画である「アジェンダ21」の第24章に「女性と環境」の項目が掲げられた。これに基づいて策定された国内行動計画「『アジェンダ21』行動計画」の第24章に、「持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動」が位置づけられ、環境問題解決における女性の重要性が公式に認識されるとともに、持続可能な開発にとって、女性の地位の向上は不可欠であることが明記された。

#### ○「アジェンダ21」行動計画(抜粋)

##### 第24章 持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、これまで多くの女性が消費、家計の分野を中心として、環境保全のために積極的に取り組んでおり、このような女性の知識や経験が社会的活動の分野を含めより広く活かされることとなるよう、環境保全に関する様々な分野において、男女の共同参画を促すことが重要である。

(中略)

以上を踏まえ、以下に示す取組を重点的に実施していく。

- ① 国民の環境教育、環境学習の振興、環境保全型商品に関するエコマーク制度等の推進、様々な環境保全活動や非政府組織(NGO)活動の支援等にあたり、女性の知識や経験も活かしつつ、男女の共同参画を促すよう努める。
- ② 環境や開発の分野をはじめとして、あらゆる分野で政策・方針決定の過程への女性の参画を促進する。特に、国の審議会等委員への女性の登用については、目標値を定め女性委員の割合の上昇を目指す。
- ③ 男女の役割を固定的に考える意識の是正とともに、社会のあらゆる分野での制度や慣習・慣行の見直しを促進するための広報、啓発活動に努める。
- ④ 「開発と女性」の理念を踏まえ、環境保全の分野も含め女性による又は女性の参加を支援する国際協力を推進する。
- ⑤ 母性には、次の世代を産むという社会的に重要な機能があり、尊重されなければならない。また、避妊、妊娠、出産について、健康の一環としてとらえ、思春期から正しい知識の普及に努め、女性のライフステージの各段階におけるきめ細やかな相談指導体制の整備を図る。
- ⑥ 上記のほか、環境保全に関する調査研究等の実施にあたり、女性の知識や経験が取り入れられるよう努める。

(2) 「第4回世界女性会議（北京会議）」（1995年）

1995年に北京で開催された「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領（北京行動綱領）において、12の重要分野の一つとして環境が掲げられた。この中では、すべてのレベルにおいて環境に関わる意思決定に女性を積極的に参加させ、持続可能な開発を目指すあらゆる戦略にジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の観点を組み込む必要性がうたわれた。

○北京行動綱領（抜粋）

第IV章 戦略目標及び行動

K 女性と環境

249. 依然として女性は、天然資源及び環境の管理、保全、保護及び復旧における政策策定及び意思決定のあらゆるレベルで大幅に参加不足であり、適切な天然資源の管理の提唱及び監視における女性の経験と手腕は、政策及び意思決定機関、並びに教育機関及び環境関連機関の管理レベルであまりにも多く疎外され続けている。女性が、土地利用計画者、農学者、森林学者、海洋科学者、環境法律家のような、政策決定資格を持つ専門の天然資源管理者としての訓練を受けることはほとんどない。専門的な天然資源管理者として訓練を受けている場合でさえ、国内、地域及び国際レベルにおける、意思決定資格を持つ正式機関への参加は、多くの場合、不十分である。その意思決定が環境の質に最も重大な影響を与える金融機関や法人組織の運営に、女性が平等に参加していないことが多い。しかも、これらの問題に関してあらゆるレベルで活動する女性の非政府機関が最近急速に成長し、目立つようになってきたにもかかわらず、女性の非政府機関と環境問題を扱う国家機関の間の協調には制度的な弱点がある。

戦略目標K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと  
取るべき行動

253. 適当な場合、市町村当局を含め、あらゆるレベルの政府により：

(b) 科学、技術及び経済学の分野を含む情報及び教育への女性のアクセスを促進し、増大し、それによって、彼らの知識、技能及び環境に関する決定への参加の機会を高めること。

戦略目標K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること

取るべき行動

256. 政府により：

(h) あらゆる年齢の少女及び女性が、地元の天然資源及び生態系の管理及び適切な利用のための、地元の経済的、科学的及び環境的な優先問題の決定において、十分な情報に基づいた選択をし、十分な情報に基づいたインプット（投入）が提供できるよう、彼らに対する科学、技術、経済学その他の自然環境関連の分野の教育を促進すること。

(i) 技術、管理及び事務関係の勤労者とともに、女性の専門家及び科学者を環境管理に取り入れるためのプログラムを開発し、少女及び女性に対するこれらの分野の訓練を開発し、これらの分野における女性の採用及び昇進の機会を拡大し、これらの活動における女性の専門技術及びこれらの活動への女性の参加を高めるための特別な施策を実施すること。

(3) 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット、2002年）

2002年、南アフリカのヨハネスブルグで開催されたヨハネスブルグ・サミットで採択された「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」において、男女平等の環境は持続可能な開発の基礎であるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画の必要性がうたわれた。

○持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（抜粋）

I. 導入

4. 各国国内における、また国際的なレベルにおける良いガバナンスは、持続可能な開発にとって不可欠である。国内レベルにおいては、適正な環境、社会及び経済政策、人々のニーズに答え得る民主的な制度、法の支配、腐敗防止対策、男女平等並びに投資に資する環境が、持続可能な開発の基礎である。（以下、省略）

XI. 持続可能な開発のための制度的枠組み

H. 国家レベルの持続可能な開発のための制度的枠組みの強化

164. すべての国は、立法、規制、活動、政策及び計画に関する情報へのアクセスを提供する措置によるものを含め、市民参加を促進するべきである。すべての国はまた、持続可能な開発に関する政策の立案及び実施について完全な市民参加を促進すべきである。女性は、政策立案及び意志決定に完全にかつ平等に参加することができるべきである。

(4) 持続可能な開発のための教育の10年（2005～2014年）

2002年のヨハネスブルグ・サミットで日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年から開始されており、アジェンダ21等を踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組を積極的に推進することとされている。

4 今後の取組について

(1) 環境分野への女性の参画促進

- ・ 現状では、家事・育児については、女性がその役割を担っていることが多いことから、ゴミ問題やリサイクル、環境にやさしい生活スタイルなど、身近な話題を通じて環境問題へ関心の高い女性が多いと思われる。このような女性の高い関心や、豊かな知識・経験がより広くいかされるよう、環境分野における男女共同参画を推進することが重要である。その際、女性ばかりが無償で労働に従事することがないように配慮する。
- ・ ごみ問題やリサイクル、消費・生活などの分野では、NGO団体の代表として女性が活躍していることも比較的多く、このことを更に推進していくとともに、他の環境分野においても女性の参画を促進していくことが重要である。
- ・ また、環境問題への取組に当たっては、環境教育が基本であり、環境教育の推進者としての女性の活動を推進することも重要である。

(2) 自然環境関連分野を専攻する女性の増加を促進

- ・ 環境分野に係る意思決定には、科学、技術、経済、法律など自然環境関連分野の知識が必要となることから、大学でこれらの分野を専攻する女性が増加するような啓発活動を実施することが重要である。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・ NGOや生協活動など、実際に環境分野で活躍する女性が多いと思われるが、政策・方針決定は男性が担っていることが多い。このため、政府、地方公共団体、民間団体等、環境に関するあらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが重要である。

(4) 国際協力の推進

- ・ 環境問題は地球規模の問題であり、環境に関する国際協力の分野においても、女性の参画を推進することが重要である。

5 環境分野における女性の活躍事例

(1) ワンガリ・マータイ (ケニヤ)

1977年に、女性を組織化し、植樹団体「グリーンベルト運動」を設立。「砂漠化は裏庭から始まる」を合言葉に、薪の不足、環境破壊に対抗するために、植林活動を始めた。近年は、男性も活動に参加し、持続可能な農業、伝統的な食文化の見直し、環境教育にも力を入れている。2004年ノーベル平和賞を受賞。

(2) レイチェル・カーソン (アメリカ)

1962年、「沈黙の春」を出版。殺虫剤使用に警告を鳴らし、アメリカ社会に衝撃を与えた。このことがきっかけとなり、危険な殺虫剤の使用が禁止されるとともに、1970年の環境保護局設立のきっかけとなった。本書は、その後もアメリカのみならず、世界の環境政策に重大な影響を与えた。

(3) 大気汚染の克服 (北九州市)

1960年前後、北九州市では、工場からの汚染物質による大気汚染が深刻な問題となっていた。このような中、地域婦人会は、公害による被害の実態と汚染の現状を独自に調査し、その結果に基づき関係機関に働きかけを行った。このような婦人会活動により、公害の実態が社会に知られることで、市民、行政、企業の環境への意識が向上し、環境対策への取組や環境分野の国際協力につながった。また、女性の立場から環境問題や女性問題に取り組む契機ともなり、(財)アジア女性交流・研究フォーラム等の活動につながった。

(4) 石けん運動 (琵琶湖)

1977年、産業排水や、当時使用されていた有リン合成洗剤を含む家庭排水により、琵琶湖の富栄養化がおこり、プランクトンが引き起こす赤潮が大量に発生した。この赤潮の発生を機に琵琶湖を守ろうと、主婦たちを中心として、粉石けんを使おうという運動が県民の間に広がり、やがて行政を含めた運動に発展した。19

79年、滋賀県は「富栄養化の防止に関する条例」を制定し、有リン合成洗剤の使用禁止が実現した。一連の運動は水の汚染防止と市民運動が連動した初めての事例として全国的に注目を集めた。1984年には地球規模で淡水資源の環境保全を考える「世界湖沼会議」の開催へ発展し、以降、会議は各国の湖沼で開かれ、世界中の関係者が集う貴重な場となっている。

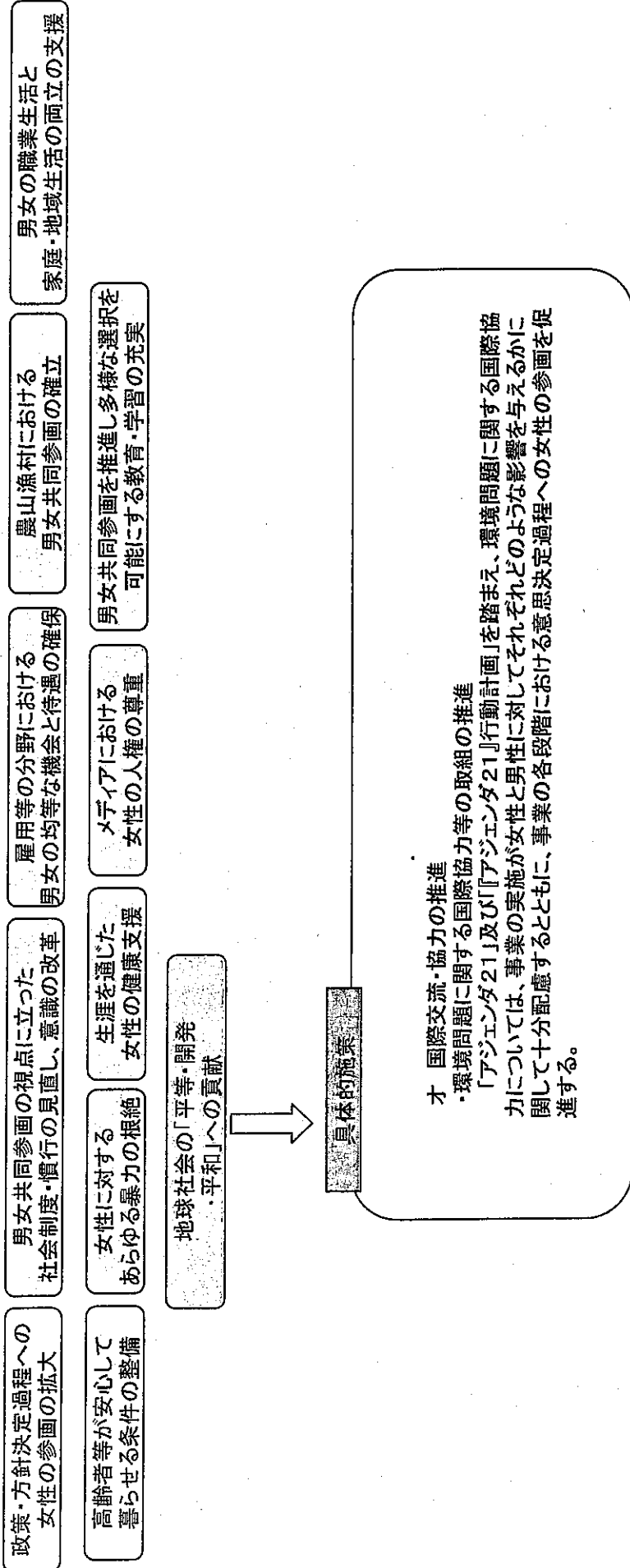
#### (5) 菜の花プロジェクトネットワーク（滋賀県）

琵琶湖の赤潮が深刻化した1986年に、琵琶湖を汚す原因になっている廃食油を回収して石けんを作るという運動が滋賀県下で始まった。その後、廃食油の回収・リサイクルの運動が広がりを持ち、「菜の花プロジェクト」となった。転作田に菜の花を植え、なたねを収穫・採取してなたね油とし、そのなたね油は食用に、油かすは肥料や飼料として使用する。廃食油は回収し、石けんや軽油代替燃料にリサイクルするという一連の循環サイクルが定着し、日本国内のいくつもの自治体にも広がっている。



# 男女共同参画基本計画(平成12年12月)

平成22年(2010年)までを見通した「施策の基本的方向」、平成17年(2005年)度末までに実施する主な「具体的な取組」



## 男女共同参画基本計画の改定について

### 1. 改定の趣旨

「男女共同参画基本計画」(男女共同参画社会基本法(平成11年)第13条に基づき政府が定める計画。平成12年12月12日閣議決定。)に掲げられた「具体的施策」は、平成17年度末までに実施するものとして定められている。このため、期限までに改定を行う必要がある。

### 2. 改定のスケジュール

#### ①改定に当たっての基本的考え方の取りまとめ

男女共同参画会議への諮問 (平成16年7月28日)



「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」  
「女性に対する暴力に関する専門調査会」における検討

17年5月13日 中間整理の公表  
国民からの意見募集  
公聴会(全国5ヶ所、6回)

7月25日 専門調査会報告書とりまとめ、男女共同参画会議に報告



男女共同参画会議から内閣総理大臣へ「基本的考え方」についての答申  
(平成17年7月25日)

#### ②基本計画の策定

- ・ 上記答申を踏まえて作成した政府案を、男女共同参画会議に諮問・答申後、閣議決定。



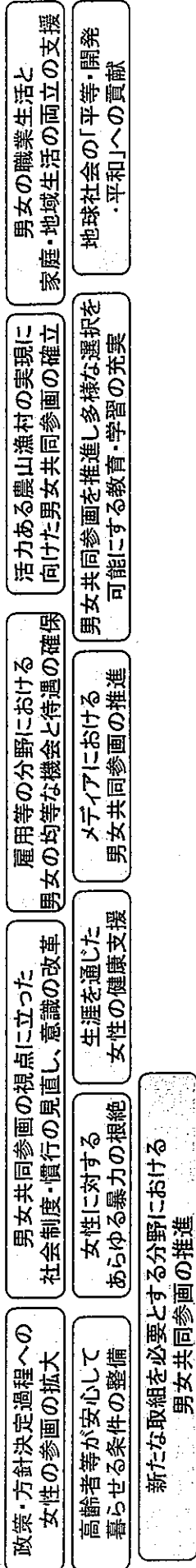
新男女共同参画基本計画策定 (年内目途閣議決定)



# 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について(答申)

H17. 7. 25

平成32年(2020年)までを見通した「施策の基本的方向」、平成22年(2010年)度末までに実施する主な「具体的な取組」



## 具体的な取組



## 現状・課題

- 環境問題への関心が高い女性の知識や経験が十分にかき出されていない。
- 生物、農学、経済、法律などの専門分野を専攻する女性は少数。
- 国際協力分野で活躍する女性は少数。

- 環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- 環境に係る意思決定には科学、技術、経済、法律、及びその他の自然環境関連分野の専門知識が必要となるが、大学で当該分野を専攻する女性は少数にとどまっているので、科学、経済、法学等への女性若年層の関心と理解の向上のための啓発活動を推進する。
- 環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進やNGO、NPO活動の支援等を図る。
- 1992年に開催された「国連環境開発会議」(地球サミット)で採択された地球環境保全のための行動計画である「アジェンダ21」及びその国内行動計画である「アジェンダ21」の行動計画を踏まえ、環境問題に関する取組については、事業の実施が女性と男性に對してそれぞれどのような影響を与えるかに関し十分配慮するとともに、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。
- 2002年のヨハネスブルグ・サミットで日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年から開始されていることを踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。その際、政府とNGOが密接に連携するとともに、政府においては、関係府省における横断的な推進体制を整備する。

## 環境保全に関する女性の関心、知識、経験を施策へ反映



## 1. 人材の育成、確保、活躍の促進

- 個々の人材が活きる環境の形成
- ・ 若手研究者の自立支援
  - ⇒ 若手に自立性と活躍の機会を与える仕組みの整備
  - ・ 人材の多様性・流動性の向上
    - ⇒ 教員の自校出身者比率の抑制
    - ・ 女性研究者採用の数値目標設定
    - ・ 外国人研究者の活躍促進
    - ・ 優れた高齢研究者の能力の活用
- 大学の人材育成機能の強化
  - ⇒ 魅力ある大学院教育の組織的展開
  - ・ 体系的・集中的な5か年の取組計画（大学院教育振興プラットフォーム（仮称））の策定
  - ・ 博士課程在学者への経済的支援の拡充
- 社会のニーズに応える人材の育成
  - ⇒ 産学協働の人材育成
  - ・ 博士号取得者の産業界等での活躍促進
  - ・ 知の活用や社会還元を担う多様な人材の育成（知財・技術経営等に係る人材、科学技術コミュニティ・リーダー、技術者等）
- 次代の科学技術を担う人材の裾野の拡大
  - ⇒ 知的好奇心に溢れた子どもたちの育成
  - ・ 才能ある子どもたちの個性・能力の伸長

## 2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

- 競争的環境の醸成
- ・ 競争的資金及び間接経費の拡充 ⇒ 全ての競争的資金において間接経費30%措置
- ・ 競争的資金に係る制度改革の推進 ⇒ 配分機関の機能強化（審査体制、調査分析機能など）
- 大学の競争力の強化
- ・ 世界の科学技術をリードする大学の形成 ⇒ 世界トップクラスの研究拠点を30程度形成
- ・ 個性・特色を活かした大学の活性化
  - 一 地域の大学の活性化と活用 ⇒ 地域の知的拠点再生プログラム（仮称）
  - 一 私立大学の研究教育機能の活用
- イノベーションを生み出すシステムの強化
- ・ 研究開発の発展段階に応じた多様な研究費制度の整備
  - ⇒ 基礎研究におけるハイリスク研究への取組
  - ・ イノベーション創出を狙う競争的研究の強化
  - ・ 先端的な融合領域研究拠点の形成
  - ・ 府省を越えた研究費制度の改革（優れた研究成果を実用化につなぐ仕組みの構築等）
  - ・ 産学官の持続的・発展的な連携システムの構築
- ・ 産学官の連携促進
- ・ 公的部門における新技術の活用促進
  - ⇒ 研究開発促進税制による支援
- ・ 研究開発型ベンチャー等の起業活動の振興
- 地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり ⇒ 地域クラスターの形成
- 研究開発の効率的・効率的推進
- ・ 研究費の有効活用 ⇒ 競争的資金以外の研究費も含めた府省横断的なデータベースの整備・活用
- ・ 研究費における人材の育成・活用の重視
- ・ 評価システムの改革
- 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消

## 3. 科学技術振興のための基盤の強化

- 先端大型共用研究設備の整備・共用の促進
- 知的基盤の整備 ⇒ 「知的基盤整備計画」の見直し
- 知的財産の創造・保護・活用
- 研究情報基盤の整備、学協会等の活動の促進
- 公的研究機関における研究開発の推進

- 先端的な融合領域研究拠点の形成
- 地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり ⇒ 地域クラスターの形成
- 研究開発の効率的・効率的推進
- ・ 研究費の有効活用 ⇒ 競争的資金以外の研究費も含めた府省横断的なデータベースの整備・活用
- ・ 研究費における人材の育成・活用の重視
- ・ 評価システムの改革
- 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消

## 4. 国際活動の戦略的推進

- 国際活動の体系的な取組
- アジア諸国との協力
  - ⇒ アジア諸国とのハイレベルでの政策対話（アジア地域科学技術国際会議等）
- 国際活動強化のための環境整備

## 5. 社会・国民に支持される科学技術

- 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組
- 科学技術に関する説明責任と情報発信の強化
- 科学技術に関する国民意識の醸成
- 国民の科学技術への主体的参加の促進

## 6. 総合科学技術会議の役割

- 司令塔機能の強化／「知恵の場」／顔の見える存在
- ・ 政府研究開発の効率的・効率的推進
  - ⇒ 科学技術連携施策群の本格的推進
  - ・ 調査分析・調整機能の強化
- ・ 基本計画の適切なフォローアップとその進捗の促進



## 科学技術システム改革に関する基本政策

平成17年9月28日

総合科学技術会議  
基本政策専門調査会  
施策検討ワーキング・グループ



# 科学技術システム改革に関する基本政策

## 目次

<b>I. 人材の育成、確保、活躍の促進</b> . . . . .	1
1. 個々の人材が生きる環境の形成	
(1) 公正で透明性の高い人事システムの徹底	
(2) 若手研究者の自立支援	
(3) 人材の流動性の向上	
(4) 自校出身者比率の抑制	
(5) 多様で優れた研究者の活躍の促進	
2. 大学における人材育成機能の強化	
(1) 大学における人材育成	
(2) 大学院教育の抜本的強化	
(3) 大学院教育の改革に係る取組計画の策定	
(4) 博士課程在学者への経済的支援の拡充	
3. 社会のニーズに応える人材の育成	
(1) 産学が協働した人材育成	
(2) 博士号取得者の産業界等での活躍促進	
(3) 知の活用や社会還元を担う多様な人材の養成	
4. 次代の科学技術を担う人材の裾野の拡大	
(1) 知的好奇心に溢れた子どもの育成	
(2) 才能ある子どもの個性・能力の伸長	
<b>II. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出</b> . . . . .	10
1. 競争的環境の醸成	
(1) 競争的資金及び間接経費の拡充	
(2) 組織における競争的環境の醸成	
(3) 競争的資金に係る制度改革の推進	
2. 大学の競争力の強化	
(1) 世界の科学技術をリードする大学の形成	
(2) 個性・特色を活かした大学の活性化	
3. イノベーションを生み出すシステムの強化	
(1) 研究開発の発展段階に応じた多様な研究費制度の整備	
(2) 産学官の持続的・発展的な連携システムの構築	
(3) 公的部門における新技術の活用促進	
(4) 研究開発型ベンチャー等の起業活動の振興	
4. 地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり	
(1) 地域クラスターの形成	
(2) 地域における科学技術施策の円滑な展開	
5. 研究開発の効果的・効率的推進	
(1) 研究費の有効活用	
(2) 研究費における人材の育成・活用の重視	
(3) 評価システムの改革	
6. 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消	

<b>Ⅲ. 科学技術振興のための基盤の強化</b> . . . . .	23
1. 施設・設備の計画的・重点的整備	
(1) 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備	
(2) 国立大学法人、公的研究機関等の設備の整備	
(3) 公立大学の施設・設備の整備	
(4) 私立大学の施設・設備の整備	
(5) 先端大型共用研究設備の整備・共用の促進	
2. 知的基盤の整備	
(1) 知的基盤の戦略的な重点整備	
(2) 効率的な整備・利用を促進するための体制構築	
3. 知的財産の創造・保護・活用	
4. 標準化への積極的対応	
5. 研究情報基盤の整備	
6. 学協会の活動の促進	
7. 公的研究機関における研究開発の推進	
<b>Ⅳ. 国際活動の戦略的推進</b> . . . . .	30
1. 国際活動の体系的な取組	
2. アジア諸国との協力	
3. 国際活動強化のための環境整備と優れた外国人研究者受入れの促進	
<b>Ⅴ. 社会・国民に支持される科学技術</b> . . . . .	32
1. 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組	
2. 科学技術に関する説明責任と情報発信の強化	
3. 科学技術に関する国民意識の醸成	
4. 国民の科学技術への主体的な参加の促進	
<b>Ⅵ. 総合科学技術会議の役割</b> . . . . .	34
1. 運営の基本	
2. 具体的取組	
(1) 政府研究開発の効果的・効率的推進	
(2) 科学技術システム改革の推進	
(3) 社会・国民に支持される科学技術	
(4) 国際活動の戦略的推進	
(5) 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消	
(6) 科学技術基本計画の適切なフォローアップとその進捗の促進	



## I. 人材の育成、確保、活躍の促進

日本の科学技術の将来や国際競争力の維持・強化は、我が国に生まれ、活躍する「人」の力如何にかかっており、新しい時代に的確に対応する機関において多様多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成するとともに、初等中等教育段階から研究者育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、人材の質と量を確保する。

### 1. 個々の人材が生きる環境の形成

#### (1) 公正で透明性の高い人事システムの徹底

自由な創意工夫により新たな価値を生み出すためには、人事における健全な競争の促進と公正さの担保が必要であり、我が国の科学技術活動において人材の競争性・流動性・多様性を高めることを原則とし、能力主義に基づく公正で透明性の高い人事システムを広く徹底させる。

具体的には、研究者の採用において、公募等の開かれた形で幅広く候補者を求め、性別、年齢、国籍等を問わない競争的な選考を行う。また、研究者の処遇において、能力や業績の公正な評価の上で、優れた努力に積極的に報いる。

大学や公的研究機関は、人事システムを自己点検評価に適切に位置付け、改革・改善を実施することが求められる。また、国が大学や公的研究機関について実施する第三者評価においても、人事システムの改革・改善が徹底するよう適切に対応する。さらに、国は、組織に対する競争的な支援制度において、制度の趣旨に応じ人事システム改革の状況を審査の一指標とすること等により、大学や公的研究機関の取組を促進する。

#### (2) 若手研究者の自立支援

公正で透明な人事評価に基づく競争性の下、若手研究者に自立性と活躍の機会を与えることを通じて、活力ある研究環境の形成を指向することとし、特に、世界的研究教育拠点を目指す大学においては、分野の事情等を踏まえつつ、テニユア制（若手研究者が任期付きの雇用形態で、自立した研究者としての経験を積んだ上で厳格な審査を経てより安定的な職を得る仕組み）をはじめ、若手研究者に自立性と活躍の機会を与える仕組みを導入することを奨励する。

国は、このための環境整備（スタートアップ資金の提供、研究支援体制の充実、研究スペースの確保等）に組織的に取り組む大学等を支援するとともに、大学等の取組状況を組織に対する競争的な支援制度の審査の一指標とする。また、若手研究者が研究スペースを確保できるような大学の施設マネジメントを促進する。

さらに、競争的資金の拡充を目指す中で、若手研究者を対象とした支援を重点的に

拡充するとともに、競争的資金全般における若手研究者の積極的な申請を奨励する。その際、スタートアップ時期に配慮したプログラムの設置や、若手研究者自らが研究組織を率いて研究を遂行できる金額が支給されるプログラムの拡充に配慮する。これらの取組を通じて、若手研究者への研究資金配分を相当程度高めることを目指す。

なお、ポストドクター等1万人支援計画が達成され、ポストドクターは今や我が国の研究活動の活発な展開に大きく寄与しているが、ポストドクター後のキャリアパスが不透明であるとの指摘がある。このため、研究者を志すポストドクターは自立して研究が行える若手研究者の前段階と位置付け、若手研究者の採用過程の透明化や自立支援を推進する中でポストドクター支援を行う。また、ポストドクターに対するアカデミックな研究職以外の進路も含めたキャリアサポートを推進するため、大学や公的研究機関の取組を促進するとともに、民間企業等とポストドクターの接する機会の充実を図る。

また、若手研究者やポストドクターの時期から国際経験を積み海外研究者と切磋琢磨できるよう、海外の優れた研究機関での研究機会や海外研究者との交流機会を拡大すべく引き続き施策の充実を図る。

### (3) 人材の流動性の向上

研究者の流動性を向上し活力ある研究環境を形成する観点から、大学及び公的研究機関は任期制の広範な定着に引き続き努める。また、任期付きの職を経てより安定的な職に就いた場合には、落ち着いて研究活動等に専念することが期待されるが、その活動の活性化を維持するため、例えば、再任可能な任期制や、適性や資質・能力の審査を定期的に行う再審制による雇用を行うことを奨励する。任期制の拡大に当たっては、分野により事情は異なるものの、民間も含めた研究者全体として流動性が高まっていくことが必要であるため、例えば、複数の大学が同時に任期制へ移行することや、民間の研究機関における流動性の向上などが望まれる。

また、研究者をより安定的な職に就ける際には、出身大学学部卒業後に、大学等の機関又は専攻を、公正で透明性ある人事システムの下で少なくとも1回変更した者を、選考することが望ましい（「若手一回異動の原則」の奨励）。

### (4) 自校出身者比率の抑制

多様な人材が互いに知的触発を受けながら、創造性を発揮し切磋琢磨する研究環境を形成することは、新しい研究領域の創生や研究組織の活力を保つためには不可欠である。このことに鑑みれば、真に優秀な人材を公正にかつ透明性を持って採用した結果として教員の自校出身者比率（自校学部出身者比率）が高くなることもあり得るとしても、それが過度に高いことは、概して言えば望ましいことではない。このため、